



# かっぱ通信



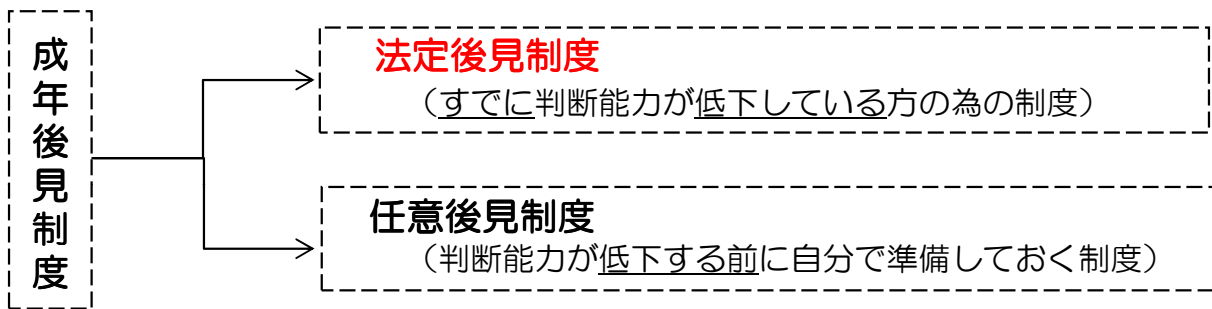
前号に引き続き、判断能力が低下した時等に利用できる制度をご紹介します。

- 例えば
- \* 預貯金の引出等金融機関での手続きが自分一人できない
  - \* 施設への入所やホームヘルパーの利用契約の手続きが自分ひとりできない
  - \* 認知症の親の不動産を売却して老人ホームの入所費用にあてたい
  - \* 必要のない住宅リフォームの契約を結んだり、必要のない高額な布団や健康器具を買ってしまう

⇒こんなことでお困りの方・・・「**成年後見制度**」を利用しましょう！

## 【成年後見制度とは】

認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な方が、いろいろな手続きや契約を行うときに不利な契約を結ばないように支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度



## 【法定後見制度について】

《利用するには》

まず、**最寄の家庭裁判所**に本人・配偶者・4親等内の親族など（親族がない場合は、市町村长）が申立てをする  
⇒家庭裁判所が本人にとって最も適切と判断した人

（成年後見人・保佐人・補助人）を選任

※利用の流れは、右図参照

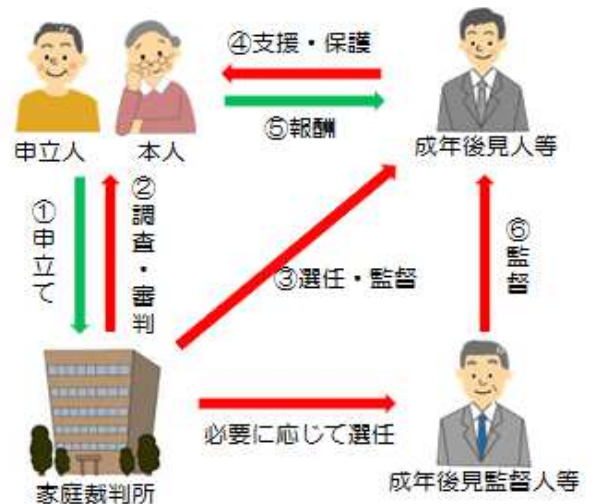
《後見人等の仕事内容》

### (1) 身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所手続きや費用の支払いなどについての支援

### (2) 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての支援



《費用》

申立て費用・・・**10万円前後**（収入印紙や郵便切手などの手数料、医師の鑑定や診断など）

後見人等に支払う報酬・・・**本人の財産状況に応じて**家庭裁判所が決定

詳しくは、家庭裁判所または、段原地域包括支援センターまで  
ご相談ください。  
今回は、「任意後見制度」について説明します。お楽しみに！！

裏面へ⇒

## 健康一口メモ

### 熱中症について ～予防法をご存知ですか？～



今年もまた、強い日差しが照りつける夏がやってきます。

熱中症の発生は、7月～8月がピークです。高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚が弱くなるために、室内での熱中症になることがあるので、注意が必要です。室内に温度計を置き、こまめに水分を摂ることを心がけましょう。

### 熱中症の予防法

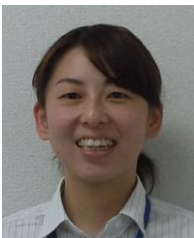
部屋の温度は 28℃より低く、湿度は 70%より低くなるように

日傘・帽子・涼しい服装

こまめに水分・塩分を補給

こまめに休憩・日陰を利用

### ★段原地域包括支援センターの職員を紹介します。よろしくお願いいたします★



センター長  
社会福祉士  
倉本佳恵美



保健師  
関永浩美



主任ケアマネジャー  
山田真由美



介護予防プランナー  
野澤静江



介護予防プランナー  
小竹裕花



事務員  
中井知代

広島市南区段原南2丁目12-27 パルルアイビル2階  
電話：(082) 261-8588

**広島市段原地域包括支援センター**